



平成 22 年 4 月 12 日

各 位

会 社 名： 株式会社エイブル
代表者名： 代表取締役社長 平田 竜史
 (コード番号：8872)
問合せ先： 取締役 柳下 健一郎
 (TEL. 03 - 5414 - 0617)

決算期変更および定款の一部変更並びにこれに伴う今後の見通しに関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 12 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 22 年 6 月 29 日開催予定の第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせするとともに、併せて当該変更に伴う今後の見通しにつきお知らせいたします。

記

当社は、平成 22 年 4 月 12 日開催の取締役会において、当社と株式会社 C H I N T A I (以下「CHINTAI」といいます。)との株式移転による共同持株会社の設立(以下「本共同株式移転」といいます。)を行うための「株式移転計画書承認の件」(以下「株式移転承認議案」といいます。)を第 31 回定時株主総会に付議することを決議いたしました。株式移転承認議案が承認され、本共同株式移転の効力が発生しますと、当社は共同株式移転設立完全親会社である「株式会社エイブル C H I N T A I ホールディングス」(以下「本持株会社」といいます。)の完全子会社となります。それに伴い、「決算期の変更」を含む以下の変更を行うものであります。

・ 決算期の変更

1. 変更の理由

上記のとおり、当社は第 31 回定時株主総会における承認を前提に、平成 22 年 11 月 1 日をもって、同日付で設立予定の本持株会社の完全子会社となる予定であります。このため、当社の事業年度を、完全親会社となる本持株会社の事業年度に合わせるものであります。

2. 決算期変更の内容

現在	毎年 3 月 31 日
変更後	毎年 10 月 31 日

なお、決算期変更の経過期間となる第 32 期(当期)は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの 7 か月決算となる予定であります。

・定款の変更

1. 定款変更の目的

定時株主総会基準日の削除

現在、当社では、会社法第 124 条の規定に基づき、現行定款第 11 条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本共同株式移転の効力発生後は、当社の株主は本持株会社の 1 社のみとなりますことから、当該規定を削除するとともに、現行定款第 12 条以下を順次繰り上げるものであります。

事業年度及び定時株主総会招集時期の変更

上記記載の決算期変更により、変更案第 46 条のとおり当社の事業年度を、完全親会社である本持株会社の事業年度に合わせるものであります。これに伴い、定時株主総会の招集時期も変更案第 11 条のとおり毎決算期の翌日から 3 か月以内に変更となります。なお、決算期変更の経過期間となる第 32 期(当期)は、平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 10 月 31 日までの 7 か月決算となる予定であります。

配当金

変更案第 47 条のとおり、当社の剰余金の配当の基準日を、完全親会社である本持株会社の基準日に合わせるものであります。

附則の新設

事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。

なお、本定款変更は、当社定時株主総会において株式移転承認議案が承認されること、CHINTAI の臨時株主総会において本共同株式移転に係る株式移転計画(以下「本移転計画」といいます。)が承認されること、並びに平成 22 年 10 月 31 日の前日までに本移転計画の効力が失われていないこと及び本共同株式移転の手続が中止されていないことを条件として、平成 22 年 10 月 31 日にその効力を生じます。

2. 定款変更の内容

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第10条 [条文省略]</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第13条～第46条 [条文省略]</p>	<p>第1条～第10条 [現行どおり]</p> <p>[削 除]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3か月以内</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</p> <p>第12条～第45条 [現行どおり]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(事業年度) 第47条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第48条 当社は取締役会の決議によって、会社法459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社は毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第49条 [条文省略] [新設]</p>	<p>(事業年度) 第46条 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当等) 第47条 当社は取締役会の決議によって、会社法459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。 2. 当社は毎年4月30日または10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。 3. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第48条 [現行どおり] 附則 第46条(事業年度)の規定にかかわらず、平成22年4月1日から始まる第32期事業年度は、平成22年10月31日までの7か月間とする。 本附則は、第32期事業年度経過後これを削除する。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成22年6月29日(予定)

定款変更の効力発生日

平成22年10月31日(予定)

・今後の見通し

1. 業績予想について

決算期変更後の第32期(平成22年4月1日から平成22年10月31日まで)の業績予想につきましては、「平成22年3月期 決算短信」にて開示する予定であります。

なお、すでにお知らせしております平成22年3月期の業績予想には修正はございません。

2. 配当予想について

決算期変更後の第32期(平成22年4月1日から平成22年10月31日まで)の配当予想につきましては、以下のとおりです。

基 準 日	1株当たり配当金(円)		
	中間期末	期末	年間
今 回 予 想	-	21	21

なお、すでにお知らせしております平成22年3月期の配当予想には修正はございません。

以 上